様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2024　　年　12　月　18　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）やまげん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社山元  （ふりがな）やまもと　としひろ  （法人の場合）代表者の氏名 　 代表取締役　山元　俊博  住所　〒780－8011  高知県高知市梅ノ辻8番12号  法人番号　6490002005307  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社山元公式HP >DXへの取り組み | | 公表日 | 2024　年　10　月　23　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社山元公式HP > DXへの取り組みについて  > DX推進に向けたビジョン  <https://www.yamagen-eks.co.jp/about/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 【経営ビジョン】  お客様のDX課題の解決に取り組み、ともに成長し地域貢献できる企業を目指します。  【ビジネスモデルの方向性】  弊社は「自社のDX推進」と「お客様のDX支援」の両輪で取り組み、ビジョンの実現とともに企業価値向上を目指していきます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜自社の取り組み＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　弊社はお客様にご満足いただけるよう最適かつ迅速なご提案とサービスをご提供するためにCRM、グループウェアを用いたデータの共有・分析･活用を行い自社のDX推進に取り組んでおります。また弊社では人材確保のために社員の働きやすさ向上を目指し、オフィスのフリーアドレス方式の採用や社員へのICT端末の配備などを行い、ワークスタイルの変革を促進してまいります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜お客様のDX支援＞  お客様の課題をヒアリングし、それを解決するためにデジタル技術やITソリューションの導入・運用のサポートを通じて生産性の向上・業務の効率化を図り、最終的にお客様のDX推進に貢献いたします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役の承認を経て、当社公式HPにて発信しております。取締役会ではないため、意思決定機関は代表取締役社長の承認です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社山元公式HP > DXへの取り組みについて | | 公表日 | 2024　年　10　月　23　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社山元公式HP > DXへの取り組みについて  　　　　　　　　　 > DX戦略  <https://www.yamagen-eks.co.jp/about/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 1. CRMを活用した顧客ニーズへの対応   CRMに蓄積されたデータを分析し、顕在的・潜在的なニーズを的確に把握しお客様にとって最適なビジネス環境のご提案を行います。   1. 既存業務の効率化   グループウェアを導入しリアルタイムでの情報共有を行い、スマートフォンやタブレットなどのICT端末と連携することでお客様のご要望により迅速に対応してまいります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③新規領域に対応する人材の育成　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ITパスポートや情報セキュリティマネジメントなどの資格取得に積極的に取り組み、お客様のDX推進に貢献するITソリューションなどの新規商材の提案に対応した人材の育成を行ってまいります。  CRMに蓄積されたお客様の課題やIT導入状況などのデータを分析・活用し、ニーズや状況に合わせたITソリューションのご提案を行います。またグループウェアを用いてリアルタイムで商談データを共有しお客様対応業務のスピードを向上するとともに、社員同士のコミュニケーションを活性化することで業務の効率化を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役の承認を経て、当社公式HPにて発信しております。取締役会ではないため、意思決定機関は代表取締役社長の承認です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社山元公式HP > DXへの取り組みについて  　　　　　　　　　 > DX推進体制  <https://www.yamagen-eks.co.jp/about/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 【DX推進体制の強化】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　営業部にDX推進担当を組織し、経営方針に基づいてDX戦略の策定やDXソリューションの比較・検討を行います。また自社だけでなくお客様のDX支援体制を強化してまいります。DX推進担当者を中心にデジタル技術やITソリューションの活用、導入事例などを社内伝播することで社員のスキルを向上させ、お客様のDX推進に貢献いたします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【DX戦略に向けた人材育成】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　組織全体のDX・ITリテラシー向上を目指し研修・勉強会・資格取得を行います。ITパスポートや情報セキュリティマネジメント、電子ファイリング、NIコンサルティング認定のインストラクター制度「NICI」などの資格取得にも積極的に取り組んでまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社山元公式HP > DXへの取り組みについて  > DX戦略実現に向けた環境整備  <https://www.yamagen-eks.co.jp/about/dx.html> | | 記載内容抜粋 | データを正確に分析し活用するために、CRM構築・改修、情報分析ツール等のITインフラ関連に積極的に投資予算を配分してまいります。スマートフォンやタブレットなどICT端末を社員に支給し、営業支援システムを活用しながら業務効率化・迅速な情報共有に取り組んでまいります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社山元公式HP > DXへの取り組みについて  <https://www.yamagen-eks.co.jp/about/dx.html> | | 公表日 | 2024　年　10　月　23　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社山元公式HP > DXへの取り組みについて  > DX戦略達成目標  <https://www.yamagen-eks.co.jp/about/dx.html> | | 記載内容抜粋 | DX戦略を推進し、新規顧客件数の増加を実現します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　達成目標：月10社の新規顧客の獲得（年間新規顧客構成比20％獲得） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　10　月　23　日 | | 発信方法 | 株式会社山元公式HP > DXへの取り組みについて  <https://www.yamagen-eks.co.jp/about/dx.html> | | 発信内容 | 高知県は少子高齢化や都市部への流出によって人口減少に歯止めがかからないのが実情です。地方の労働人口の減少に伴う人手不足、従業員の高齢化に加え不安定な世界情勢による原材料価格の高騰などの企業の存続に関わる喫緊の課題をDX化によって業務改善・生産性の向上によって解決し、お客様の更なる発展に貢献することで地域の活性化に寄与してまいります。また、すさまじい勢いで進歩するデジタル技術に取り残されないためにも我々自身も常に変化し、営業・サービス全員の資格取得や年間新規顧客20％獲得という目標にチャレンジし続けることで成長することができると確信しております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　　7月頃　～　　2024　年　　9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題を把握済み。  (2024年11月21日自己診断結果入力サイトへの入力済み) |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　　10月頃　～　現在 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を行なっています。  <https://www.yamagen-eks.co.jp/about/img/security.pdf> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。